

国立大学法人大分大学情報公開取扱細則

平成21年4月1日制定

平成21年細則第20号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学情報公開規程（平成16年規程第121号）第5条及び第6条の規定により、国立大学法人大分大学（以下「本法人」という。）における情報公開の実施に係る取扱い及び開示・不開示の審査基準に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 「法人文書」とは、国立大学法人大分大学法人文書管理規程（平成23年規程第23号。以下「文書管理規程」という。）第2条第1号に規定するものをいう。
- (2) 「部局」とは、文書管理規程第2条第5号に規定する部局をいう。

(開示情報の提供)

第3条 本法人が保有する法人文書の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に対して、文書管理規程第2条第4号に規定する法人文書ファイル管理簿その他関連資料等により、法人文書の特定に資する情報の提供に努めるものとする。

(開示請求)

第4条 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別に定める法人文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）の所要事項を記入させた上で、第12条に規定する開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）を添え、本法人総務部総務課（以下「総務課」という。）に提出させるものとする。

- 2 前項の規定により提出された開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

(開示請求の受理)

第5条 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料の領収書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった法人文書を保有する部局に送付するものとする。

(開示等の検討)

第6条 学長は、法人文書の開示又は不開示（以下「開示等」という。）を決定するときは、当該法人文書を保有する部局の長の意見を求めるとともに、必要に応じ、国立大学法人大分大学情報公開、個人情報保護、特定個人情報の取扱い及び匿名加工情報の管理に関する委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

- 2 本法人における法人文書の開示等に係る審査基準は、別表第1のとおりとする。

(開示等の決定)

第7条 学長は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第4条第2項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定をするものとする。

- 2 学長は、法第10条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、別に定める様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 3 学長は、法第11条の規定により開示請求に係る法人文書のうち、相当の部分を除く残りの部分について決定する期間を延長するときは、別に定める様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 4 学長は、法第12条第1項又は第13条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送するときは、別に定める様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 5 学長は、法第14条第1項及び第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別に定める様式により当該第三者に通知しなければならない。
- 6 学長は、法第14条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別に定める様式により当該第三者に通知しなければならない。
- 7 学長は、開示等の決定をしたときは、別に定める様式により当該開示申請者に通知しなければならない。

(開示の実施)

第8条 学長は、法第15条第3項の規定により、開示請求者から別に定める開示の実施方法の申出書が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により、開示請求者から別に定める更なる開示の申出書が提出されたときは、開示請求者の便宜を図って開示するものとする。

- 2 前項の規定により開示するときは、第12条に規定する開示実施手数料を徴収するものとする。
- 3 法人文書の開示は、原則として総務課において実施するものとする。ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合及び利用者の居所等の都合により総務課まで出向くことができない場合には、当該法人文書を保有する部局において実施することができるものとする。
- 4 開示請求者が、法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、総務課において法人文書の写しを送付するものとする。この場合においては、郵便切手で郵送料を徴収するものとする。

(開示実施手数料の減額等)

第9条 学長は、開示請求者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができるものとする。

- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、別に定める様式により当該減額又は免除を求める理由を記載した申請書を本法人に提出しなければならない。

- 3 前項の申請書には、開示請求者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
- 4 学長は、第1項規定により減額又は免除の可否を決定したときは、別に定める様式により開示請求者にその旨を通知しなければならない。
- 5 第1項の規定によるもののほか、学長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができるものとする。

（移送された事案）

第10条 法第12条第2項の規定により他の独立行政法人等から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第6条から第9条までの規定に準じて行うものとする。

（開示の実施方法）

第11条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- （1） 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号アに規定するもの）
 - （2） マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの
 - （3） 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの
 - （4） スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したもの
- 2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。
- （1） 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 次に掲げるもの（イ及びウに掲げるものにあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、本法人の保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限り。）
- ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本

産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したもの

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及び6281又はX6241に適合する直径120メートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号オにおいて同じ。）に複写したもの

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の実施方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表第2左欄5の項イにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前二号、次号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、本法人がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表第2左欄7の項イにおいて同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）

エ 当該電磁的記録をA3番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(4) 電磁的記録（前号オに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 次に掲げる方法であって、本法人がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 前号アからウまでに掲げる方法

イ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ（日本産業規格X6103, X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。別表第2左欄7の項キにおいて同じ。）に複写したものの交付

ウ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X6123, X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833, 15895若しくは15307に適合するものに限る。別表第2左欄7の項クにおいて同じ。）に複写したものの交付

エ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表第2左欄7の項ケにおいて同じ。）に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X6127, X6129, X6130又はX6137に適合するものに限る。別表第2左欄7の項コにおいて同じ。）に複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(手数料の額等)

第12条 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を納めなければならない。

(1) 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書1件につき300円

(2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表第2の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第15条第4項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円（次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該アからウまでに規定する額。以下この号において同じ。）に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

ア 法第12条第1項の規定に基づき、独立行政法人等から事案が移送された場合（イに掲げる場合を除く。） 当該独立行政法人等が法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額（以下この号において「開示請求手数料相当額」という。）

イ 法第12条第1項の規定に基づき、独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち本法人が分担するものとして、当該独立行政法人等と

協議して定める額

ウ 法第12条第1項の規定に基づき、独立行政法人等に法人文書の一部について移送した場合 300円のうち本法人が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が一年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料及び開示実施手数料は、現金又は本法人が指定する金融機関への振込により納付しなければならない。この場合において振込にかかる手数料は、開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者の負担とする。

（審査請求）

第13条 学長は、開示をしない旨の決定等について審査請求があったときは、委員会の意見を求めるものとする。

2 学長は、法第18条の規定により情報公開審査会に諮問するときは、別に定める様式により審査請求をした者（以下「審査請求者」という。）に通知しなければならない。

3 学長は、審査請求に対する決定をしたときは、別に定める様式により審査請求者に通知しなければならない。

（雑則）

第14条 この細則に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 国立大学法人大分大学情報公開取扱規程（平成16年規程第123号）及び国立大学法人大分大学情報公開に関する開示・不開示の審査基準（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成23年細則第6号）

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年細則第8号）

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成２７年細則第２４号）

この細則は、平成２７年１２月１日から施行する。

附 則（平成２８年細則第２２号）

この細則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年細則第３号）

この細則は、平成３０年２月２６日から施行する。

附 則（令和元年細則第２号）

この細則は、令和元年７月１１日から施行する。

附 則（令和２年細則第２２号）

この細則は、令和２年５月２５日から施行する。

附 則（令和４年細則第７号）

この細則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年細則第９号）

- 1 この細則は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 この細則による改正後の国立大学法人大分大学情報公開取扱細則の規定は、この細則の施行日以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

国立大学法人大分大学における法人文書の開示等に係る審査基準

独立行政法人等の情報の公開に関する法律（以下「法」という。）及び国立大学法人大分大学情報公開取扱細則に規定する開示決定等についての国立大学法人大分大学（以下「本法人」という。）における審査に当たっては、この基準に基づき適正な運用を図るものとする。

I 法人文書の基準

第1 法人文書に該当するか否かの基準

1 開示請求の対象となる「法人文書」とは、本法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、本法人の職員が組織的に用いるものとして、本法人が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

2 法人文書が「組織的に用いるもの」に該当するか否かについては、以下の観点から総合的に判断を行うものとする。

（1）法人文書の作成又は取得の状況

- ア 職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得したものか
- イ 直接的又は間接的に管理監督者の指示等の関与があったか

（2）法人文書の利用の状況

- ア 業務上必要なものとして他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか
- イ 他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか

（3）保存又は廃棄の状況

- ア 専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか
- イ 組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか

（4）以下のものは「組織的に用いるもの」に該当しない。

（ア）職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用し、組織としての利用を予定していないもの

- ア 自己研鑽のための資料
- イ 備忘録

（イ）職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し

（ウ）職員の個人的な検討段階に留まるもの

決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。ただし、起案前の文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。

（5）どの段階から組織として共用文書たる実質を備えた状態になるかについては、文書の利用又は保存の実態により判断されることとなるが、以下の時点を目安とする。

(ア) 決裁を要するものについては、起案文書が作成され、稟議に付された時点

(イ) 会議資料については会議に提出した時点

(ウ) 申請書等については申請書等が本法人に到達した時点

(エ) 組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点

3 「保有しているもの」とは、所持している文書をいう。この「所持」は、物を事実上支配している状態をいい、当該文書を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合にも、当該文書を事実上支配していれば、「所持」に当たる。(ただし、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合など、当該文書を支配していると認められない場合を除く。)

第2 法人文書を特定するための基準

法人文書の特定は、開示請求書の「法人文書の名称又は知りたい内容等」の記載から職員が開示請求者が求める法人文書を他の法人文書と識別できるか否かにより、判断するものとする。

1 特定が不十分な記載の例

「に関する資料」(の事柄の具体性の程度にもよるが、一般的には、関連性の程度には種々のものが想定され、どこまでを含むかは明らかでない。), 「の保有する法人文書」という記載がされている場合

2 特定されていると考えられる例

法人文書ファイル管理簿に登録されている法人文書ファイル名が記載されている場合

II 法人文書の開示義務等

第1 法人文書の開示義務(法第5条)

開示請求があったときは、次に掲げる場合を除き、開示請求のあった法人文書を開示しなければならない。

- 1 開示請求に係る法人文書の全部に法第5条各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)が記録されているため、すべて不開示とする場合(不開示情報が記録されている部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。)
- 2 法第8条の規定により、法人文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する場合
- 3 開示請求に係る法人文書を本法人が保有していない場合又は開示請求の対象が法人文書に該当しないとき
- 4 開示請求の対象が、他の法律において開示手続が定められており、法の適用除外規定により、開示請求の対象外のものであるとき(著作権登録原簿、出版権登録原簿、著作権隣接権登録原簿等)
- 5 開示請求手数料が納付されていない場合、法人文書の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備があるとき
- 6 権利濫用に関する一般法理が適用されるとき

第2 部分開示(法第6条)

開示義務に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録さ

れている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

第3 公益上の理由による裁量的開示（法第7条）

開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

第4 法人文書の存否に関する情報（法第8条）

開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

Ⅲ 法人文書の開示決定等における例示及び条文解釈

第1 不開示情報に該当するか否かの基準（法第5条関係）

開示請求の対象とされた法人文書について、不開示情報に該当するか否かを審査するための基準である。なお、法人文書に記録されている情報が不開示情報であるか否かの判断は事情の変化により変わりうるため、法においては、当該判断は開示請求があった都度行うこととされているが、各号に基づき不開示となる情報を含み得るものと考えられるものの一例として、内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申事例等が参考になり得る。

1 法第5条第1号関係（個人に関する情報の扱い）

○法第5条第1号

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

【不開示情報の例】

本号に該当する主な不開示情報は次のとおりとする。

- （1）職員・学生の自宅住所・電話番号等
- （2）人事選考関係資料（氏名、履歴等）
- （3）健康診断、カウンセリングの記録
- （4）懲戒処分関係情報（氏名、懲戒内容等）
- （5）学生個人に関する情報（学籍（休・退学を含む。）、成績（答案等を含む。）、教育・生活相談等の記録、卒業後の就職先等）

- (6) 入試の答案及び合否判定資料
- (7) 学生指導関係文書
- (8) 反省文
- (9) 進路指導関係文書（本人アンケート、面接メモ）
- (10) 文書の署名及び印影
など

なお、医療情報及び入試情報に係る個人情報については不開示となるが、当該情報の本人等が行う開示請求については、当該情報を保有する部局が別に定めるところによる。

【条文解釈】

- (1) 「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。個人の権利利益を十全に保護するため、個人識別性のある情報を一般的に不開示とし、個人情報の判断に当たり、原則として、公務員等（国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。）に関する情報とそれ以外の者に関する情報とを区別していない。ただし、前者については、特に不開示とすべきでない情報を同号ハにおいて除外している。「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。生前に本号により不開示であった情報が、個人が死亡したことをもって開示されることとなるのは不相当である。
- (2) 「(事業を営む個人の当該事業に関する情報)」は、個人情報の意味する範囲に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人情報からは除外している。
- (3) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」
「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合もある。
- (4) 「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」

当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより識別することができるものも、個人識別情報として不開示情報となる。照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。他方、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的には、「他の情報」に含まれない。照

合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に判断する。また、識別可能性の判断に当たっては、厳密には特定の個人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。

(5)「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

例えば、匿名の作文や無記名の個人の著作物など、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものについては、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあり、不開示となる。

(6) 本人からの開示請求

本法の開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されない。したがって、特定の個人が識別される情報であれば、本人からの開示請求であっても本号のイからハまで又は公益上の理由による裁量的開示（法第7条）に該当しない限り、不開示となる。

2 法第5条第1号ただし書イ

○法第5条第1号ただし書イ

法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

【不開示情報の例外】

個人情報であっても、本号イに該当するものは例外的に開示する。具体例は次のとおりとする。

(1) 研究者総覧

(2) 叙勲・褒章受賞者名簿

【条文解釈】

(1)「法令の規定により」

「法令の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。

(2)「慣行として」

公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

(3)「公にされ」

当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。

(4)「公にすることが予定されている情報」

将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず，求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報公にされている場合に，当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど，当該情報の性質上通例公にされるものも含む。

3 法第5条第1号ただし書ロ

○法第5条第1号ただし書ロ

人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報

【不開示情報の例外】

個人情報であっても，本号ロに該当するものは例外的に開示する。具体例としては，化学薬品の安全性等の研究に携わった研究者の個人情報で公にすることが必要と認められるものなどがある。

【条文解釈】

公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも，人の生命，健康等の保護の必要性が上回るときには，当該情報を開示しなければならないこととする。現実には，人の生命，健康等に被害が発生している場合に限らず，将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。この比較衡量に当たっては，個人の権利利益にも様々なものがあり，また，人の生命，健康，生活又は財産の保護にも，保護すべき権利利益の程度に差があることから，個別の事案に応じ慎重な検討が必要である。なお，人の生命，健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は，公益上の理由による裁量的開示の規定（法第7条）により図られる。

4 法第5条第1号ただし書ハ

○法第5条第1号ただし書ハ

当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。），独立行政法人等の役員及び職員，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【不開示情報の例外】

個人情報であっても，本号ハに該当するものは例外的に開示する。具体例としては，文書に付された人事課長，教育支援課長等の職名などがある。

【条文解釈】

法人文書には，職務遂行の主体である公務員等の職務活動の過程又は結果が記録されているものが多いが，本法人の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点からは，これらの情報を公にする意義は大きい。一方で公務員等についても，個人としても権利利益は十分に保護する必要が

ある。この両者の要請の調和を図る観点から、どのような地位、立場にある者（「職」）がどのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示としないこととする。

（１）「当該個人が公務員等である場合において」

個人情報のうち、当該個人が「公務員等」である場合である。当該個人が「公務員等」であっても、職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員等以外の個人情報である場合など、一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とが別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示となる。「公務員等」とは、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国、独立行政法人等（法第５条第１号ハに規定する「独立行政法人等」をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の職員等（独立行政法人等の役員を含む。以下同じ。）のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、不開示とはならない。

（２）「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。また、当該情報は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、公務員等の情報であっても、職員等の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は、管理される職員等の個人情報として保護され、職務遂行に係る情報には該当しない。

（３）「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職務の遂行に係る情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、前述のとおり、本法人の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、公務員等の氏名を除き、その職名と職務遂行の内容については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示としないものとする。

（４）公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第５条第１号ただし書きに該当する場合には例外的に開示することとする。当該公務員等の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、個人情報としては不開示とはならない。慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、大学概要等の発行物、公開ホームページ等により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、本法人が作成し、又は本法人が公にする意思をもって（又は公にされることを前提に）提供した情報をもとに作成されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものと解される。

5 法第5条第2号関係（法人等に関する情報の扱い）

○法第5条第2号

法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて，次に掲げるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報を除く。

【条文解釈】

（１）「法人その他の団体（国，独立行政法人等及び地方公共団体を除く。）に関する情報」

「法人その他の団体」とは，株式会社等の商法上の会社，財団法人，社団法人，学校法人，宗教法人，政治団体，外国法人等が含まれる。また，「その他の団体」には法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。一方，国，独立行政法人等及び地方公共団体については，その公的性格にかんがみ，法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので，本号から除き，その事務又は事業に係る不開示情報は，法第5条第4号等において規定している。「法人その他の団体に関する情報」は，法人等の組織や事業に関する情報のほか，法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。なお，法人等の構成員に関する情報は，法人等に関する情報であると同時に，構成員各個人に関する情報でもある。

（２）「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は，事業に関する情報であるので，（１）に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により，事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから，本号で規定しているものである。

（３）「ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報を除く。」

当該情報を公にすることにより保護される人の生命，健康等の利益と，これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し，前者の利益を保護する必要性が上回るときには，当該情報を開示しなければならない。現実には人の生命，健康等に被害が発生している場合に限らず，将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお，法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命，健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても，現実には人の生命，健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

6 法第5条第2号イ

○法第5条第2号イ

公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

【不開示情報の例】

本号に該当する主な不開示情報は次のとおりとする。

（１）公にすることにより，当該法人等又は個人の権利，競争上の地位，その他正当な利益を害する

おそれがあるもの

例えば

ア 「民間等との共同研究」等に関し相手方から提供されたノウハウ

イ 工事請負者施工成績一覧

など

【条文解釈】

(1)「権利」

信教の自由，集会・結社の自由，学問の自由，財産権等，法的保護に値する権利一切を指す。

(2)「競争上の地位」

法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における有利な地位を指す。

(3)「その他正当な利益」

ノウハウ，信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

(4)「害するおそれ」

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては，法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容，性質等に応じ，当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由，学問の自由等）の保護の必要性，当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して判断する必要がある。この「おそれ」の判断に当たっては，単なる確率的な可能性ではなく，法的保護に値する蓋然性が求められる。

7 法第5条第2号ロ

○法第5条第2号ロ

独立行政法人等の要請を受けて，公にしないとの条件で任意に提供されたものであって，法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【不開示情報の例】

本法人の要請を受けて，公にしないという条件で任意に提供されたもので，法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの，また，公にしない等の条件を付することが情報の性質，当時の状況に照らして合理的であると認められるものとなる。

例えば，企画立案の資料，アンケートの回答等で公にしないとの条件が付されたものなどがある。

【条文解釈】

法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報については，当該条件が合理的なものと認められる限り，不開示情報として保護し，情報提供者の信頼と期待を基本的に保護するものとする。

(1)「独立行政法人等の要請を受けて，公にしないとの条件で任意に提供されたもの」

本法人の要請を受けずに，法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし，本法人の要請を受けずに提供の申出があった情報であっても，提供に先立ち，法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され，本法人が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には，含まれ得る。「公にしない」とは，本法に基づく開示請求に対して

開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。「条件」については、本法人の側から公にしないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から本法人の要請があったので情報は提供するが公にしないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除するものではない。

(2)「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等において公にしないことだけでは足りない。公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時における諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、不開示情報とはならない。

8 法第5条第3号関係（審議、検討等に関する情報の扱い）

○法第5条第3号

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【不開示情報の例】

本号に該当する主な不開示情報は次のとおりとする。

(1) 公にすることにより、素直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの

例えば

ア 報告、答申等で現在検討・審議中のものの記録

イ 学部、学科等改組で現在検討中のものの記録

ウ 人事選考（採用、昇任等）の記録

など

(2) 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの

例えば、入試制度改革素案（出題科目変更案等）など

(3) 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

例えば、機種選定や仕様策定に係る検討記録など

【条文解釈】

(1)「国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間」

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指し、これらの機関、独立行政法人等及び地方公共団体については、それぞれの機関の内部又は他の機関

との相互間の意味である。

(2) 「審議、検討又は協議に関する情報」

国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての施策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は本法人が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

(3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものであり、審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合（法第5条第4号にも該当）、本法人内部の施策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該施策に不当な影響を受けるおそれがある場合などがこれに当たる。

(4) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。

(5) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨であり、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得るおそれがある場合、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていない者が不利益を被るおそれがある場合などがこれに当たる。

(6) 「不当に」

「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

(7) 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、本法人としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が施策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、施策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討を行う。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検

討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、不開示となり得る。なお、審議、検討等に関する情報の中に調査データ等で特定の事実を記録した情報があつた場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低い。

9 第5条第4号関係（事務・事業支障に関する情報の取扱い）

○法第5条第4号

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

【条文解釈】

（1）「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」として本号のイからホまでに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であつて、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であつて、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

（2）「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。

（3）「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるか否かは、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

10 法第5条第4号イ

○法第5条第4号イ

国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

【条文解釈】

（1）「国の安全が害されるおそれ」

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

（２）「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」

「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力機構、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、公にすることにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。また、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関する我が国の立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

1 1 法第5条第4号ロ

○法第5条第4号ロ

犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

【不開示情報の例】

本号イに該当する主な不開示情報は次のとおりとする。

（１）犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

例えば

ア 麻薬、毒物、劇物等の毒性、危険性、病原性等の強い物質の受払い、保管に関する情報

イ ID、パスワード等のネットワークセキュリティ関係情報

【条文解釈】

（１）「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発等、一般に公にすることも犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報は、不開示とはならない。「犯罪の鎮圧」とは、犯罪がまさに発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官

及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。

- (2)「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、不開示となる。また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、不開示となる。

1 2 法第5条第4号ハ

○法第5条第4号ハ

監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

【不開示情報の例】

本号ハに該当する主な不開示情報は次のとおりとする。

- (1) 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法・不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

例えば

ア 学部入試、大学院入試等の出題者名簿

イ 入試制度改革関係資料

など

【条文解釈】

- (1)「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態で確保することをいう。「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

- (2)「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものは、不開示とする。また、事後であっても、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得る。

1 3 法第5条第4号ニ

○法第5条第4号ニ

契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

【不開示情報の例】

本号ニに該当する主な不開示情報は次のとおりとする。

- (1) 契約、交渉、争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

例えば

ア 入札前の予定価格、積算内訳書

イ 入札後の予定価格内訳書のうち、新規契約の予定価格を類推し得る情報

ウ 大学が当事者となっている訴訟に関する資料

など

【条文解釈】

- (1) 「契約、交渉又は争訟」

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

- (2) 「国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

国、独立行政法人等又は地方公共団体が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある場合であり、入札予定価格等を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれる場合、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合などは不開示となる。

1 4 法第5条第4号ホ

○法第5条第4号ホ

調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

【不開示情報の例】

例えば、科学研究費補助金研究計画調書で採択前のもの、又は不採択のものなどがある。

【条文解釈】

「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」

知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることに

より成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合が不開示となる。

1 5 法第5条第4号へ

○法第5条第4号へ

人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

【不開示情報の例】

本号へに該当する主な不開示情報は次のとおりとする。

(1) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

例えば

ア 人事異動原案

イ 人事選考（採用・昇任等）関係資料

ウ 勤務評定関係記録

など

【条文解釈】

「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」

国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う人事管理（職員等の任免、懲戒、給与、研修その他職員等の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

1 6 法第5条第4号ト

○法第5条第4号ト

国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【条文解釈】

「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その開示の範囲は法第5条第2号の法人等とは当然異なり、独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭い

ものとなる場合があり得る。

第2 部分開示に該当するか否かの基準（法第6条関係）

1 法第6条第1項関係

○法第6条第1項

独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

【条文解釈】

（1）「開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合」

一件の法人文書に複数の情報が記録されている場合に、情報ごとに、法第5条に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行うものとする。

（2）「容易に区分して除くことができるとき」

当該法人文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務はない。「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、法人文書から物理的に除去することを意味する。

容易に区分して除くことができない場合として以下の例が想定される。

（ア）文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合

（イ）録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合

文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易である。なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

（3）「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」

部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断する。部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかの方法の選択については、本法人が、本法の目的に沿った範囲で、当該方法を講ずることの容易さ等を

考慮して決定する。

(4)「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」

「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があればこれも併せて判断する。「有意」性の判断は、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるものとする。

2 法第6条第2項関係

○法第6条第2項

開示請求に係る法人文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【条文解釈】

(1)「開示請求に係る法人文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合」

氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とする。

(2)「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不相当であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分開示の規定を適用する。

(3)「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

法第6条第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第5条第1号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになる。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。また、法第6条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない

場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となることになる。なお、個人を識別することができる要素は、法第5条第1号イ～ハのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とならない。

第3 公益上の理由による裁量的開示に該当するか否かの基準（法第7条関係）

○法第7条

独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

【条文解釈】

「公益上特に必要があると認めるとき」とは、法第5条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合をいう。

第4 法人文書の存否に関する情報に該当するか否かの基準（法第8条関係）

○法第8条

開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【条文解釈】

（1）「開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る法人文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された法人文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該法人文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該法人文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、法第5条各号の不開示情報の類型すべてについて生じ得る。

具体的には、次のような例が考えられる。

（ア）特定の個人の病歴に関する情報

（イ）先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報

（ウ）情報交換の存在を明らかにしない約束で他国等との間で交換された情報

（エ）犯罪の内偵捜査に関する情報

（オ）買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する施策決定の検討状況の情報

（カ）特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報

（2）「当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要である。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった法人文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要である。例えば、法人文書が存在しない場合に不存在と答えて、法人文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該法人文書の存在を類推させることになる。

別表第2（第11条，第12条関係）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	ア 閲覧	100枚までごとに100円
	イ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ウ 複写機により複写したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2判については40円，A1判については80円）
	エ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円，A1判については180円）
	オ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものについては，520円）に12枚までごとに760円を加えた額

	カ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X 0 6 0 6及び6 2 8 1に適合する直径1 2 0ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写にしたものの交付	1枚につき1 0 0円に当該文書又は図画1枚ごとに1 0円を加えた額
	キ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X 6 2 4 1に適合する直径1 2 0ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写にしたものの交付	1枚につき1 2 0円に当該文書又は図画1枚ごとに1 0円を加えた額
2 マイクロフィルム	ア 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき1 0円

	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 2 9 0 円
	ウ 用紙に印刷したものの交付	用紙 1 枚につき 8 0 円（A 3 判については 1 4 0 円，A 2 判については 3 7 0 円，A 1 判については 6 9 0 円）
3 写真フィルム	ア 印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 1 0 円
	イ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 3 0 円（縦 2 0 3 ミリメートル，横 2 5 4 ミリメートルのものについては，4 3 0 円）
4 スライド（9 の項に該当するものを除く。）	ア 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 3 9 0 円
	イ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 1 0 0 円（縦 2 0 3 ミリメートル，横 2 5 4 ミリメートルのものについては，1，3 0 0 円）
5 録音テープ（9 の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	ア 専用機器により再生したものの聴取	1 巻につき 2 9 0 円
	イ 録音カセットテープに複写したものの交付	1 巻につき 4 3 0 円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	ア 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 2 9 0 円
	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1 巻につき 5 8 0 円

7 電磁的記録(5の項, 6の項又は8の項に該当するものを除く。)	ア 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとに付き200円
	イ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ウ 用紙に出力したものの交付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	エ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	オ 光ディスク(日本産業規格X0606及び6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額

	カ 光ディスク（日本産業規格 X 6 2 4 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1 枚につき 1 2 0 円に 1 ファイルごとに 2 1 0 円を加えた額
	キ 幅 1 2 . 7 ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1 巻につき 7 , 0 0 0 円に 1 ファイルごとに 2 1 0 円を加えた額
	ク 幅 1 2 . 7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 8 0 0 円（日本産業規格 X 6 1 3 5 に適合するものについては 2 , 5 0 0 円，国際規格 1 4 8 3 3 , 1 5 8 9 5 又は 1 5 3 0 7 に適合するものについてはそれぞれ 8 , 6 0 0 円，1 0 , 5 0 0 円又は 1 2 , 9 0 0 円）に 1 ファイルごとに 2 1 0 円を加えた額
	ケ 幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 1 , 8 0 0 円（日本産業規格 X 6 1 4 2 に適合するものについては 2 , 6 0 0 円，国際規格 1 5 7 5 7 に適合するものについては 3 , 2 0 0 円）に 1 ファイルごとに 2 1 0 円を加えた額

	コ 幅 3. 8 1 ミリメー トルの磁気 テープカー トリッジに 複写したも のの交付	1 巻につき 5 9 0 円（日本産業規格 X 6 1 2 9 , X 6 1 3 0 又は X 6 1 3 7 に適合するものについ てはそれぞれ 8 0 0 円, 1, 3 0 0 円又は 1, 7 5 0 円）に 1 ファイルまでごとに 2 1 0 円を加え た額
8 映画フィ ルム	ア 専用機器 により映写 したものの 視聴	1 巻につき 3 9 0 円
	イ ビデオカ セットテー プに複写し たものの交 付	6, 8 0 0 円（1 6 ミリメートル映画フィルムに ついては 1 3, 0 0 0 円, 3 5 ミリメートル映画 フィルムについては 1 0, 1 0 0 円）に記録時間 1 0 分までごとに 2, 7 5 0 円（1 6 ミリメート ル映画フィルムについては 3, 2 0 0 円, 3 5 ミ リメートル映画フィルムについては 2, 6 5 0 円） を加えた額
9 スライド 及び録音テ ープ（第 1 1 条第 5 項 に規定する 場合におけ るものに限 る。）	ア 専用機器 により再生 したものの 視聴	1 巻につき 6 8 0 円
	イ ビデオカ セットテー プに複写し たものの交 付	5, 2 0 0 円（スライド 2 0 枚を超える場合に あつては, 5, 2 0 0 円にその超える枚数 1 枚 につき 1 1 0 円を加えた額）
備考 1 の項ウ若しくはエ, 2 の項ウ又は 7 の項ウ若しくはエの場合において, 両面印刷の用紙を用いるときは, 片面を 1 枚として額を算定する。		